

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## Changes in the Format of Licenses for Shinto Priests in the Edo Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Matsumoto, Yusuke メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000484">https://doi.org/10.57529/00000484</a>

## 江戸時代における神道裁許状の様式の変遷

松本勇介

## はじめに

いわゆる神道裁許状とは、戦国時代から江戸時代まで、吉田家が各地の神社の神職等に授与した吉田神道の許状のことである。神道裁許状という名称は、書止文言の「神道裁許之状如件」あるいは「神道裁許状如件」という言葉からきている。<sup>1)</sup>江戸時代の神道裁許状は吉田家に入門して数十日間にわたり神道の伝授を受けた後に授与されるものであり、<sup>2)</sup>上京の費用や授与の礼金といった少なからぬ金銭的負担が伴った。<sup>3)</sup>江戸時代前期の寛

文五年（一六六五）には幕府から神社条目（諸社祢宜神主法度）が発布され、三条目で「一、無位之社人可着白張、其外之装束者以吉田之許状可着之」と規定された。<sup>4)</sup>「其外之装束」は狩衣、「吉田之許状」は神道裁許状を指すので、神社条目の発布をもって吉田家が本所として神道裁許状を発給することを幕府が公認したとされる。神社条目の発布によって、無位の神職が狩衣着用するには、吉田家から神道裁許状を取得するか、朝廷から位階を取得するかのいずれかとなったが、手続き的にも費用的にも比較的負担が少ない前者を大多数が選択した。<sup>6)</sup>神社条目の発布を契機に、神道裁許状の発給数は急増したとされる。<sup>7)</sup>その

後、管見の限り、神祇官が再興される慶応四年（一八六八）の前年まで、神道裁許状の発給は続けられたようである。

神道裁許状を取り上げた先行研究には、十六世紀から十七世紀までの神道裁許状の機能を論じたもの<sup>8)</sup>、神道裁許状を吉田家家政及び執奏や行法との関係から論じたもの<sup>9)</sup>、そして神社条目と神道裁許状の関係を論じたもの<sup>10)</sup>等がある。しかし江戸時代の神道裁許状の様式の変遷を明らかにする基礎的な研究は見当たらなかったため、本稿では以下の手法を用いて実証的に論じることにした。吉田家の支那帳である「御広間雜記」には、残念ながら発給された神道裁許状の写しは掲載されていないため<sup>11)</sup>、現在各地に残されている神道裁許状について、諸機関所蔵史料や自治体史等の刊行物を中心に史料的に正確なデータを可能な限り収集することにした。江戸時代の神道裁許状のデータを多数収集して分析することは、管見の限り、これまでに試みられたことはなかったようである。数年かけて収集した成果をまとめたものが、表「江戸時代各年の神道裁許状の記載内容一覧」であり、江戸時代二百六十五年の内、半分以上に当たる百四十七年分の神道裁許状を取り上げている。

ここで本論に入る前に、神道裁許状の様式を簡単に見ておく。

甲斐国巨麻郡返見庄黒沢村唐度大明神之祠官黒藏若狭守久次、恒例之神事参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者、  
神道裁許之状如件

寛永十六己卯年閏十一月四日

神道管領長上卜部朝臣兼英（花押）（朱印）

これは江戸時代初期の寛永十六年（一六三九）の神道裁許状であるが、江戸時代を通して記載項目はほとんど変わらず、鎮座地、神社名、職号、神職名、裁許の内容、書正文言、年月日、発給者の順で記される。そして発給者の名の部分に重ねる形で朱印が押される。以上の各項目については、次節以降で詳述する。神道裁許状の形状は縦紙で、紙種は檀紙である。サイズについては基本的に実物を計測する必要があるため、まとまった点数の法量を確保することは難しいが、本稿では五十八点の法量を提示した。具体的に見ると、寛永十六年のものは長辺長約五十二cm、短辺長約三十八cm、それに対し天保十二年（一八四一）のものは長辺長約五十九cm、短辺長約四十六cmとなっており、後者は前者に比べ長辺長が約七cm、短辺長が約八cmも長くなっており、大型化している。表を見ると、正徳期より前までは長辺長が約五十二～五十三cmが多かったが、正徳期からは長辺長

表 江戸時代各年の神道裁許状の記載内容一覧

	年月日	西暦	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書正文言	発給者	長辺長	出典
1	元和七辛酉年五月十一日	1621	武藏国高麗郡	磯前	祠官	右衛門大夫信義	一期恒例B	A	神道管領長上下部朝臣兼英	-	埼玉745頁
2	寛永六戊巳年八月十五日	1629	武藏国秩父郡我野村	妙見社	祠官	播磨守忠吉	一期恒例A	A	同前	-	埼玉738頁
3	寛永九壬申年三月廿七日	1632	武藏国秩父郡	御霊大明神	祠官	河内守吉房	一期恒例A	A	同前	-	埼玉738頁
4	寛永十二年乙亥年八月廿五日	1635	伯州会見郡長田庄法勝寺村	八幡宮	祠官	平井権少副友清	一期恒例C	A	同前	-	資料19頁
5	寛永十五戊寅年三月十九日	1638	周防国吉敷郡山口	多賀大明神	大宮司	高橋左近大夫左延	一期恒例C	A	同前	-	山口多
6	寛永十六己卯年閏十一月四日	1639	甲斐国巨摩郡返見庄黒沢村	唐度大明神	祠官	黒藏若狭守久次	一期恒例A	A	同前	約52cm	個人蔵
7	寛永十七年庚辰年七月十五日	1640	加賀国河北郡山上村	春日大明神	祠官	高井大和守長次	一期恒例C	A	神道管領長上下部朝臣兼里	-	金沢477頁
8	寛永十八辛巳年七月廿三日	1641	武州高麗郡棟庄小竹村	野々宮大明神	大宮司	宮崎淡路守高次	一期先例C	A	同前	-	埼玉802頁
9	寛永十九壬午年三月十日	1642	上野国飯沼郡	飯玉大明神	祠官	中根筑後守重高	一期恒例C	A	同前	-	群馬891頁
10	正保二乙酉年閏五月二日	1645	肥前国神埼郡境原	若宮大明神	祠官	山辺淡路守藤原正影	一期恒例C	A	同前	-	佐賀
11	正保四丁亥年七月十三日	1647	武州入西郡越生庄上野村	聖天宮	祠官	森村長門守盛舎	一期先例A	A	同前	-	埼玉753頁
12	慶安元戊子年五月廿一日	1648	周防国都濃郡須々万村	八幡宮	祠官	宮村大藏吉忠	一期先例A	A	同前	-	大系570頁
13	慶安二己丑年四月二日	1649	加賀国河北郡山上村	春日大明神	祠官	高井大和守重次	一期先例A	A	神道管領長上下部朝臣兼起	-	金沢477頁
14	慶安三庚寅年三月吉曜日	1650	下野国芳賀郡赤羽村	鹿島大明神	祠官	塩田右近大夫定次	一期恒例C	A	同前	-	徳田140頁
15	慶安五壬辰年二月廿八日	1652	武藏国秩父郡横瀬村	金玉寺権現	祠官	守谷越前掾	一期恒例A	A	同前	-	埼玉856頁
16	承応四乙未年三月六日	1655	武州秩父郡	御霊大明神	祠官	筑前守忠房	一期先例A	A	同前	-	埼玉738頁
17	明暦四戊戌年七月朔日	1658	防州都濃郡須々万村	八幡宮	祠官	宮村主膳吉集	一期恒例A	A	神道管領長上下部朝臣兼連	-	大系571頁
18	万治二己亥年二月十五日	1659	武州秩父郡三山郷飯田村	正八幡宮	祠官	近藤越後掾正信	一期恒例A	A	同前	-	埼玉813頁

	年月日	西曆	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書止文言	発給者	長辺長	出典
19	万治三庚子年八月廿一日	1660	武州入間郡藤沢村	熊野大権現	祠官	沢田加賀守頼吉	一期恒例A	A	同前	-	埼玉780頁
20	寛文元辛丑年閏八月十九日	1661	武州入間郡川越村	氷川明神	祢宜	山田丹後掾久次	一期恒例A	A	同前	-	埼玉823頁
21	寛文三癸卯年二月九日	1663	甲州都留郡下和田村	春日大明神…	祠官	奈良越後掾吉重	一期恒例A	A	同前	-	大月161頁
22	寛文七丁未年六月三十日	1667	賀州石川郡田井村	天神	祠官	高井備後掾長次	一期恒例A	A	神祇管領長上侍從下部兼連	-	金沢478頁
23	寛文八年戊申年四月廿日	1668	上野国山田郡園田莊桐生	七社大明神…	祠官	小島摂津守行安	一期先例A	A	同前	約52cm	栃木
24	寛文九己酉年四月十二日	1669	城州愛宕郡	淀大明神	神主	河原崎伊予掾正俊	一期先例A	A	同前	約53cm	個人蔵
25	寛文十庚戌年十一月十二日	1670	加州河北郡田近郷	八幡宮	祠官	田近出雲掾藤原正屋	一期恒例A	A	同前	-	金沢479頁
26	寛文十二壬子年八月廿二日	1672	武州崎玉郡騎西町	久伊豆大明神	祠官	野野隠岐守盛勝	一期恒例A	A	同前	-	埼玉798頁
27	寛文十三癸丑年六月廿八日	1673	肥前国松浦郡星鹿村	羽黒権現…	祠官	神代出羽掾源祇勝	一期恒例A	A	同前	約53cm	個人蔵
28	延宝二甲寅年四月三日	1674	賀州石川郡田井村	天神	祠官	高井日向守長重	一期先例A	A	同前	-	金沢479頁
29	延宝四丙辰年五月廿二日	1676	武州安立郡	氷川大明神女体	神主	武笠宮内丞豊良	一期恒例A	A	同前	-	埼玉833頁
30	延宝八庚申年六月八日	1680	筑前国遠賀郡若松町	山王権現…	祠官	伊高伊織藤原重治	一期恒例A	A	同前	約52cm	個人蔵
31	延宝九年辛酉年五月廿二日	1681	肥後国山鹿郡高橋村	八幡宮	祠官	緒方出雲守大神公継	一期恒例A	A	同前	-	四百53頁
32	天和三癸亥年十月九日	1683	武州入間郡下新井郷	熊野	祠官	三上封馬掾名明	一期恒例A	A	同前	-	埼玉777頁
33	貞享元甲子年六月廿四日	1684	肥前国下松浦郡星鹿村	羽黒権現	祠官	神代陸奥掾源祇友	一期先例A	A	同前	約49cm	個人蔵
34	貞享二乙丑年六月十三日	1685	武州崎玉郡忍領行田町	八幡宮	祠官	松岡若狭守直久	一期恒例A	A	神祇管領長上左兵衛督下部兼連	-	埼玉776頁
35	元禄元戊辰年十一月十日	1688	肥前国神埼郡境原	若宮大明神	社務	山辺右近藤原生興	一期先例A	A	神祇管領長上從三位左兵衛督下部兼連	-	佐賀
36	元禄二己巳年十月十九日	1689	武州入間郡勝呂郷	大宮住吉大明神	神主	高麗安芸守重久	一期先例A	A	同前	-	埼玉759頁
37	元禄三庚午年三月廿四日	1690	武州入間郡川越村	氷川明神	祢宜	山田大和守久豊	一期先例A	A	同前	-	埼玉823頁

	年月日	西暦	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書正文言	発給者	長辺長	出典
38	元禄五壬申年二月廿六日	1692	武州入間郡越生荘上野村	聖天宮	祠官	森村若狭守重次	一期先例 A	A	同前	-	埼玉 754頁
39	元禄七甲戌年四月三日	1694	備前国赤坂郡惣分村	稲妻八幡宮…	祠官	森豊後守藤原光家	一期先例 A	-	同前	約52cm	個人蔵
40	元禄八乙亥年七月廿一日	1695	防州玖珂郡山代之内赤村	速田大明神…	祠官	宗正右近藤原義格	一期恒例 A	A	同前	約50cm	山口宗
41	元禄九年丙子六月廿二日	1696	和州山辺郡福住郷之内浄土村	水室明神	祠官	榊土佐守忠重	一期恒例 A	A	神祇管領長上正三位左兵衛督卜部兼連	-	天理 152頁
42	元禄十年丁丑年二月十七日	1697	加州石川郡宮腰村	佐那武大明神	祠官	河崎式部丞源秀往	一期恒例 A	A	同前	-	金沢 481頁
43	元禄十四辛巳年四月十日	1701	賀州石川郡田井村	天神	祠官	高井石見守藤原長篤	一期先例 A	A	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣兼敬	-	金沢 482頁
44	元禄十五壬午年十月朔日	1702	上州山田郡下広沢村	賀茂大明神	祠官	飯塚伊豆守藤原貞房	一期恒例 A	A	同前	約53cm	栃木
45	宝永四丁亥年二月十八日	1707	武州入間郡葛貫荘弥蔵村	四所大明神	祠官	宮崎伊予守橘高治	一期先例 A	A	神祇管領長上従二位侍従卜部朝臣兼敬	-	埼玉 789頁
46	宝永六己丑年十一月八日	1709	武州入間郡藤沢村	熊野	祠官	沢田和泉守藤原頼常	一期先例 A	A	同前	-	埼玉 783頁
47	宝永七庚寅年四月十一日	1710	武州入間郡中神村	三輪大明神	祠官	枝久保筑後守藤原定明	一期先例 A	A	同前	-	埼玉 851頁
48	宝永八辛卯年三月十二日	1711	下野国都賀郡真弓村	磯山諏方大明神	祠官	大和田駿河守平久方	一期恒例 A	A	同前	約55cm	栃木
49	正徳二壬辰年三月廿四日	1712	下野国芳賀郡東高橋郷塚田村	高籠神社	神主	手塚美濃守藤原助朝	一期先例 A	A	同前	-	徳田 141頁
50	正徳三癸巳年七月廿八日	1713	上野国山田郡園田荘桐生	七社大明神…	祠官	小島大和守藤原行貞	一期先例 A	A	神祇管領長上従二位卜部朝臣兼敬	約59cm	栃木
51	正徳五乙未年十二月五日	1715	武州比企郡高坂村	矢剣大明神	神主	大島下総守藤原正家	一期先例 A	A	同前	-	埼玉 797頁
52	正徳六丙申年三月廿七日	1716	防州吉敷郡長野村	八幡宮	祠官	吉野但馬掾藤原芳重	一期恒例 A	A	同前	約57cm	山口吉
53	享保二丁酉年四月朔日	1717	武蔵国秩父郡大淵村	熊野権現	祠官	宮下但馬守藤原正広	一期恒例 A	A	同前	-	埼玉 786頁
54	享保三戊戌年三月九日	1718	下野国秩父郡横堀村	白鬚大明神…	祠官	板垣河内守藤原直次	一期恒例 A	A	同前	約58cm	栃木
55	享保六年辛丑年七月十一日	1721	加州河北郡田近郷	八幡宮	祠官	田近日向守藤原正広	一期先例 A	A	同前	-	金沢 489頁

	年月日	西曆	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書止文言	発給者	長辺長	出典
56	享保八癸卯年九月朔日	1723	駿州志太郡島田町	大井大明神	神主	大井日向守藤原清春	一期先例B	A	同前	約58cm	個人蔵
57	享保九甲辰年正月廿六日	1724	下総国香取郡伊能郷	大須賀大明神	神主	伊能丹後守藤原有年	一期先例B	A	同前	約58cm	地方6頁
58	享保十一甲午年七月十五日	1726	加州河北郡	春日大明神…	神主	高井陸奥大掾藤原就臣	一期先例B	A	同前	-	金沢490頁
59	享保十二丁未年十一月十三日	1727	加州河北郡	大野湊神社	神主	河崎和泉守源英通	一期先例B	A	同前	-	金沢491頁
60	享保十四己酉年三月廿三日	1729	武州入間郡葛貫莊弥蔵村	四所大明神	神主	宮崎伊賀守橘高久	一期先例A	A	同前	-	埼玉789頁
61	享保十五庚戌年九月三日	1730	肥前国神崎郡境原	若宮大明神	社務	山辺右近藤原生名	一期先例A	A	神祇管領長上正二位下朝臣兼敬	-	佐賀
62	享保十六辛亥年二月六日	1731	武州秩父郡三山郷飯田村	正八幡宮	祠官	近藤伊予守藤原正盛	一期先例A	A	同前	-	埼玉813頁
63	享保十七壬子年二月廿一日	1732	武州入間郡越生莊上野村	聖天宮	神主	森村和泉守橘義次	一期先例A	A	神祇管領長上左衛門佐兼侍従下朝臣兼雄	-	埼玉754頁
64	享保十九甲寅年四月廿六日	1734	加州石川郡	上安江八幡宮…	祠官	厚見丹波守源正宣	一期先例B	A	神祇管領長上從三位行侍従下朝臣兼雄	-	金沢550頁
65	享保□(廿)年十一月廿八日	1735	加州河北郡	大野湊神社	神主	河崎出羽守源定次	二期先例B	A	同前	-	金沢496頁
66	享保二十一年四月五日	1736	加州河北郡田近郷	八幡宮	祠官	田近老岐守藤原正房	二期先例A	A	同前	-	金沢497頁
67	元文二年五月十三日	1737	肥前国下松浦郡星鹿村	羽黒権現	祠官	神代和泉守源祇延	二期先例A	A	同前	約59cm	個人蔵
68	元文三年十一月朔日	1738	武蔵国高麗郡川寺村	奥ヶ谷神明	神主	松本伊予守重保	二期先例A	A	神祇管領長上正三位行右兵衛督兼侍従下朝臣兼雄	-	埼玉788頁
69	元文四年七月廿六日	1739	加賀国河北郡鞍降莊蚊爪村	須岐神社…	祠官	長江丹波守橘広富	二期先例B	A	同前	-	金沢498頁
70	元文五年後七月晦日	1740	越前国大野郡	篠座大明神	祠官	猪島佐渡守藤原正次	二期先例A	A	神祇管領長上正三位行右兵衛督兼神祇権大副侍従下朝臣兼雄	-	大野202頁
71	寛保元年六月廿六日	1741	周防国吉敷郡長野村	八幡宮	祠官	吉野若狭守藤原芳常	二期先例A	A	同前	約58cm	山口吉

	年月日	西暦	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書正文言	発給者	長辺長	出典
72	寛保四年二月廿日	1744	下野国都賀郡横堀村	白鬚大明神…	祠官	板垣豊後守藤原直久	二期先例A	A	神祇管領長上正三位行神祇權大副兼侍從卜部朝臣兼雄	約57cm	栃木
73	延享二年四月廿五日	1745	加賀国河北郡田近郷	八幡宮	祠官	田近和泉守藤原正次	二期先例B	A	同前	-	金沢498頁
74	延享三年十二月廿一日	1746	加賀国河北郡	大野湊神社	神主	河崎式部源英明	二期先例B	A	同前	-	金沢499頁
75	延享四年七月廿八日	1747	備前国赤坂郡惣分村	稲妻八幡宮…	祠官	森周防守藤原正晴	二期先例A	A	同前	約59cm	個人蔵
76	延享五年正月廿四日	1748	武蔵国比企郡高坂村	矢剣大明神	神主	大島下総守藤原正次	二期先例B	A	神祇管領長上正三位行神祇權大副卜部朝臣兼雄	-	埼玉797頁
77	寛延二年二月六日	1749	武蔵国入間郡扇町屋村	愛宕権現	祠官	守屋出羽守藤原国重	二期先例A	A	神祇管領長上正三位大藏卿神祇權大副卜部朝臣兼雄	-	埼玉741頁
78	寛延四年後六月五日	1751	周防国都濃郡須々万村	八幡宮	祠官	宮村越後掾藤原義為	二期先例A	A	神祇管領長上正三位神祇權大副侍從卜部朝臣兼雄	-	大系588頁
79	宝暦二年十月朔日	1752	上野国山田郡今泉村	稲荷大明神	祠官	小島出羽守藤原清房	二期先例A	A	神祇管領長上從二位神祇權大副卜部朝臣兼雄	約59cm	栃木
80	宝暦七年二月十一日	1757	武蔵国入間郡越生荘上野村	聖天宮	神主	森村河内守橘義辰	二期先例A	A	同前	-	埼玉755頁
81	宝暦十一年二月六日	1761	武蔵国高麗郡川寺村	奥ヶ谷神明	神主	松本伊賀守藤原正重	二期先例A	A	神祇管領長上從二位卜部朝臣兼雄	-	埼玉788頁
82	宝暦十二年六月十四日	1762	筑前国上座郡小石原村	大行事神社…	祠官	熊抱佐渡守藤原重吉	二期先例A	A	同前	約58cm	個人蔵
83	宝暦十三年三月廿四日	1763	武蔵国入間郡下新井村	熊野	祠官	三上山城守藤原豊寿	二期先例A	A	同前	-	埼玉779頁
84	宝暦十四年五月廿九日	1764	加賀国河北郡	春日大明神…	神主	高井雅楽之允藤原長屋	二期先例B	A	同前	-	金沢504頁
85	明和二年三月十四日	1765	周防国吉敷郡長野村	八幡宮	祠官	吉野上総介藤原惟行	二期先例A	A	同前	約59cm	山口吉
86	明和四年四月八日	1767	筑後国山門郡南北浜田両村	天満宮	祠官	福山伊予守藤原安行	二期恒例	A	同前	約59cm	個人蔵
87	明和五年正月十八日	1768	下野国都賀郡横堀村	白鬚大明神…	祠官	板垣越後守藤原博造	二期先例B	A	同前	約59cm	栃木

	年月日	西曆	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許 内容	書止 文言	発給者	長辺長	出典
88	明和六年 四月廿五日	1769	肥前国神 崎郡境原	若宮大明神	社務	山辺右近 藤原生喜	二期 先例A	A	同前	-	佐賀
89	明和九年 十月二日	1772	上野国山 田郡園田 莊桐生	七社大明神…	神主	小島大和 藤原行佐	二期 先例A	A	神祇管領長 上正二位下 部朝臣兼雄	約60cm	栃木
90	安永二年 五月朔日	1773	肥前国 下松浦郡 星鹿村	羽黒權 現	祠官	神代帶刀 源祇康	二期 先例A	A	同前	約58cm	個人藏
91	安永四年 三月廿三日	1775	備前国赤 坂郡惣分 村	稲妻八 幡宮…	祠官	森筑後藤 原正次	二期 先例A	A	同前	約59cm	個人藏
92	安永五年 四月六日	1776	下総国香 取郡伊能 郷	大須賀 大明神	神主	伊能長門 藤原有忠	二期 先例A	A	神祇管領長 上正二位下 部朝臣兼雄	約58cm	地方 8頁
93	安永六年 二月十六日	1777	山城国紀 伊郡	淀姫大明神	神主	河原崎主 計橘俊春	二期 先例A	A	同前	約59cm	個人藏
94	安永七年 六月十三日	1778	加賀国河 北郡	大野湊 神社	神主	河崎撰津 源秀順	二期 先例B	A	同前	-	金沢 508頁
95	天明元年 十一月十三日	1781	相模国三 浦郡秋谷 村	神明宮	祠官	若命豊後 藤原家房	二期 恒例	A	神祇管領長 上正二位下 部朝臣良延	-	横須賀 660頁
96	天明三年 七月廿九日	1783	加賀国石 川郡	天神	神主	高井信濃 正藤原長 旧	三期 先例A	A	同前	-	金沢 509頁
97	天明四年 閏正月三日	1784	周防国吉 敷郡	多賀大明神	大宮司	高橋下總 源右文	三期 先例A	B	同前	-	山口多
98	天明六年 十二月十九日	1786	加賀国石 川郡	上安江 八幡宮…	神主	厚見耆岐 源正方	三期 先例B	B	同前	-	金沢 556頁
99	天明八年 八月十二日	1788	周防国都 濃郡	八幡宮…	神官	宮村筑後 丞藤原永 盛	三期 先例A	B	神祇管領長 上從二位下 部朝臣良俱	-	大系 598頁
100	寛政二年 七月四日	1790	加賀国河 北郡	大野湊 神社	神主	河崎出羽 源定朝	三期 先例B	B	同前	-	金沢 511頁
101	寛政四年 四月四日	1792	加賀国河 北郡	春日大明神…	神主	高井計之 助藤原長 則	三期 先例A	B	同前	-	金沢 513頁
102	寛政六年 三月六日	1794	周防国吉 敷郡長野 村	八幡宮	祠官	吉野静間 藤原行正	三期 先例A	B	同前	約59cm	山口吉
103	寛政七年 七月十二日	1795	筑前国上 座郡小石 原村	大行事 神社…	神主	熊抱譚岐 正藤原吉 利	三期 先例A	B	同前	約60cm	個人藏
104	寛政九年 六月七日	1797	上野国山 田郡下広 沢村	加茂大明神	正神主	飯塚伊豆 藤原雅房	三期 先例A	B	神祇管領長 上正三位侍 從下朝臣良 連	約60cm	栃木
105	寛政十一 年三月十一日	1799	加賀国石 川郡田井 村	天神	神主	高井信濃 藤原祐道	三期 先例A	B	同前	-	金沢 515頁
106	寛政十二 年四月十一日	1800	加賀国河 北郡	春日大明神…	神主	高井大和 正藤原濟 永	三期 先例A	B	同前	-	金沢 515頁

	年月日	西暦	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書正文言	発給者	長辺長	出典
107	享和二年十月十一日	1802	上野国山田郡園田莊桐生	七社大明神…	神主	小島大和藤原行臣	三期先例A	B	同前	約60cm	栃木
108	文化二年九月十五日	1805	加賀国河北郡	大野湊神社	神主	河崎和泉正源秀直	三期先例A	B	神祇管領長上從二位卜部朝臣良連	-	金沢516頁
109	文化六年正月十五日	1809	周防国吉敷郡長野村	八幡宮…	祠官	吉野伝人藤原行恒	三期先例A	B	同前	約58cm	山口吉
110	文化七年二月六日	1810	下野国都賀郡横堀村	白鬚大明神…	祠官	板垣丹後正藤原真久	三期先例B	B	同前	約60cm	栃木
111	文化九年十月十九日	1812	肥前国神崎郡境原	若宮大明神	社務	山辺右近藤原生延	三期先例A	B	同前	-	佐賀
112	文化十一年七月七日	1814	上野国山田郡桐生久方村	天神	神主	前原大内藏藤原勝温	三期先例B	B	神祇管領長上侍從卜部朝臣良長	約60cm	栃木
113	文化十二年正月十三日	1815	加賀国河北郡近郷二日市村	八幡宮	神主	田近和泉藤原正治	三期先例A	B	同前	-	金沢519頁
114	文化十三年四月廿三日	1816	上野国山田郡園田莊桐生	七社大明神…	神主	小島大和正藤原行寿	三期先例A	B	同前	約59cm	栃木
115	文政元年九月廿八日	1818	参河国渥美郡吉田方村	神明…	神主	羽田野常陸源敬雄	三期先例B	B	同前	-	授受61頁
116	文政二年五月廿一日	1819	相模国大住郡片岡村	雷電宮	神主	宮川丹後菅原道知	三期恒例B	B	同前	-	平塚412頁
117	文政四年十月十九日	1821	下野国賀郡真弓村	磯山諏方大明神	神主	大和田能登藤原茂久	三期先例A	B	神祇管領長上正三位侍從卜部朝臣良長	約60cm	栃木
118	文政五年五月十日	1822	加賀国石川郡	上安江八幡宮…	神主	厚見壱岐正源正志	三期先例A	B	同前	-	金沢557頁
119	文政六年八月十一日	1823	上野国山田郡名久木村	赤城大明神…	祠官	今泉大隅藤原時喜	三期先例A	B	同前	約60cm	栃木
120	文政七年三月十六日	1824	筑前国上座郡小石原村	大行事神社…	神主	熊抱遠江藤原吉則	三期先例A	B	同前	約60cm	個人蔵
121	文政十年後六月六日	1827	加賀国河北郡	大野湊神社	神主	河崎祺津源秀常	三期先例A	B	神祇管領長上正三位侍從卜部朝臣良長	-	金沢530頁
122	文政十二年三月十八日	1829	播磨国加西郡有田郷上野村	磯部明神	神主	高橋出雲正藤原俊定	三期先例A	B	同前	-	加西301頁
123	文政十三年後三月十一日	1830	上野国山田郡上久方村	稲荷大明神…	祠官	小野里近江正藤原綱信	三期恒例A	B	同前	約61cm	栃木
124	天保二年三月一日	1831	加賀国河北郡鞍降莊蚊爪村	須岐神社…	神主	長江但馬正橋広茂	三期先例A	B	同前	-	金沢533頁

	年月日	西曆	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書止文言	発給者	長辺長	出典
125	天保三年三月十五日	1832	下野国都賀郡横堀村	白鬚大明神…	祠官	板垣若狭正藤原直継	三期先例B	B	同前	約59cm	栃木
126	天保五年十一月廿六日	1834	上野国新田郡上田島村	産八幡宮…	祠官	糸井伊勢正藤原盃清	三期恒例A	B	同前	約60cm	栃木
127	天保六年後七月四日	1835	加賀国河北郡田近郷二日市村	八幡宮	神主	田近日向藤原正総	三期先例A	B	神祇管領長上從二位下朝臣良長	-	金沢534頁
128	天保七年正月廿六日	1836	下野国都賀郡真弓村	磯山諏方大明神	神主	大和田能登正藤原茂則	三期先例A	B	同前	約59cm	栃木
129	天保十年九月十八日	1839	加賀国石川郡	田井天満宮	神主	高井信濃藤原尙継	三期先例A	B	同前	-	金沢534頁
130	天保十二年六月朔日	1841	筑後国山門郡南北浜田両村	天満宮	神主	福山大隅藤原安英	三期先例A	B	神祇管領長上侍從下朝臣良芳	約59cm	個人蔵
131	天保十三年九月廿二日	1842	上野国山田郡名久木村	赤城大明神…	神主	今泉大隅正藤原正儀	三期先例A	B	同前	約59cm	栃木
132	弘化三年三月廿七日	1846	備前国赤坂郡惣分村	稲妻八幡宮…	祠官	森筑後藤原義久	三期先例A	B	同前	約59cm	個人蔵
133	嘉永元年五月一日	1848	讃岐国阿野郡北乃生崎村	梅宮八幡宮…	神主	福家嘉寿磨藤原安久	三期先例A	B	神祇管領長上從三位侍從下朝臣良芳	約58cm	個人蔵
134	嘉永二年四月一日	1849	筑前国上座郡小石原村	大行事神社…	神主	熊抱丹波藤原吉久	三期先例A	B	同前	約58cm	個人蔵
135	嘉永三年二月廿五日	1850	上野国山田郡桐生久方村	天神	神主	前原大内蔵大夫藤原勝任	三期先例A	B	同前	約59cm	栃木
136	嘉永四年正月廿八日	1851	上野国山田郡名久木村	赤城大明神…	神主	今泉大隅正藤原時行	三期先例A	B	神祇管領長上正三位侍從下朝臣良芳	約58cm	栃木
137	嘉永五年正月十一日	1852	下野国都賀郡真弓村	磯山諏方大明神	神主	大和田伊予正藤原茂信	三期先例A	B	同前	約59cm	栃木
138	嘉永七年三月廿一日	1854	周防国玖珂郡山代阿賀村	速田大明神…	神主	宗正織之祐藤原晃行	三期先例A	B	神祇管領長上正三位侍從下朝臣良熙	-	山口宗
139	安政二年七月二十日	1855	加賀国河北郡	神田神社…	神主	高井山城藤原濟庸	三期先例A	B	同前	-	金沢544頁
140	安政三年二月廿一日	1856	下野国都賀郡横堀村	春日大明神…	祠官	板垣若狭正藤原信重	三期先例A	B	神祇管領長上正三位下朝臣良熙	約59cm	栃木
141	安政四年五月三十日	1857	加賀国河北郡黒津船	小浜神社	神主	斎藤近江藤原政儀	三期先例A	B	同前	-	金沢545頁
142	安政七年正月二十日	1860	上野国山田郡上仁田山村	白滝大明神	祠官	山田豊前正栄次	三期先例A	B	同前	約58cm	栃木

	年月日	西暦	鎮座地	神社名	職号	神職名	裁許内容	書止文言	発給者	長辺長	出典
143	文久元年十二月十三日	1861	上野国新田郡牛沢村	稲荷大明神	祠官	清水造酒源本味	三期恒例A	B	神祇管領長上侍従卜部朝臣良義	約58cm	栃木
144	文久二年四月一日	1862	周防国吉敷郡山口	多賀大社…	大宮司	高橋藏人源右胤	三期先例A	B	同前	-	山口多
145	慶応元年七月廿一日	1865	下総国香取郡伊能郷	大須賀大明神	神主	伊能長門正藤原有秀	三期先例A	B	同前	約58cm	地方9頁
146	慶応二年三月十九日	1866	下総国香取郡伊能郷	大須賀大明神	神主	伊能安房藤原有信	三期先例A	B	神祇管領長上侍従卜部朝臣良義	約60cm	地方9頁
147	慶応三年十二月二日	1867	下総国香取郡稲荷山村	稲荷大明神	神主	鈴木駿河藤原文近	三期先例C	B	神祇管領従三位侍従卜部朝臣良義	約58cm	地方10頁

※裁許内容の「一期恒例A」は「恒例之神事参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者」、「一期恒例B」は「恒例之祭礼参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者」、「一期恒例C」は「恒例之神事祭礼参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者」を指す。

「一期先例A」は「任先例神事参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者」、「一期先例B」は「任先例神事参勤之時、可着風折烏帽子紗狩衣者」、「一期先例C」は「統目之一通遣之、任先例神事参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者」を指す。

「二期恒例」は「着風折烏帽子狩衣、可専恒例之神役者」を指す。

「二期先例A」は「着風折烏帽子狩衣、任先例可専神役者」、「二期先例B」は「着風折烏帽子紗狩衣、任先例可専神役者」を指す。

「三期恒例A」は「着風折烏帽子狩衣、専守恒例神式、可抽太平精祈者」、「三期恒例B」は「着風折烏帽子紗狩衣、専守恒例神式、可抽太平精祈者」を指す。

「三期先例A」は「着風折烏帽子狩衣、任先例専守社職格式、可抽太平精祈者」、「三期先例B」は「着風折烏帽子紗狩衣、任先例専守社職格式、可抽太平精祈者」、「三期先例C」は「着風折烏帽子淨衣、任先例専守社職格式、可抽太平精祈者」を指す。

※書止文言の「A」は「神道裁許之状如件」、「B」は「神道裁許状如件」を指す。

※出典の「埼玉」は『新編埼玉県史 資料編』18（注43）、「資料」は「資料紹介 神道裁許状」（注46）、「山口多」は山口県文書館所蔵多賀社文庫、「金沢」は『金沢市史 資料編』13（注47）、「群馬」は『群馬県史 資料編』14（注48）、「佐賀」は佐賀県立図書館所蔵「境原山辺家資料」、「大系」は『神道大系 論説編』9（注12）、「徳田」は『徳田浩淳著作選集』5（注49）、「大月」は『大月市史 史料篇』（注50）、「栃木」は栃木県立文書館所蔵文書209番「神道裁許状」、「四百」は『吉田神道の四百年』（注51）、「山口宗」は山口県文書館所蔵宗正宗家文書、「天理」は『改訂天理市史 史料編』第1巻（注52）、「山口吉」は山口県文書館所蔵吉野家文書、「地方」は「近世の地方神社・神主と吉田神道」（注19）、「大野」は『大野市史』第1巻（注53）、「横須賀」は『新横須賀市史 資料編近世I』（注54）、「授受」は「吉田神道裁許状の授受について」（注55）、「平塚」は『平塚市史』4（注56）、「加西」は『加西市史』第9巻（注57）を指す。

が約五十八〜六十cmが多くなる。すなわち正徳期を境に長辺長が六cm以上長くなっており、大型化していることがわかる。



神道裁許状

### 一、神道裁許状の発給者

まず神道裁許状の発給者について見ていく。例外はあるものの原則として記載項目は、上から称号、位階、官職、氏、姓、名の順で記されている。それでは一つ目に、吉田家当主の名について述べる。神祇伯の白川家の許状が奉書であるのに対し、吉田家の神道裁許状は直書であり、発給者として吉田家当主の名が記されている。江戸時代の神道裁許状に記された吉田家当主の名を整理すると、元和期〜寛永期は兼英、寛永期〜慶安期は兼里、慶安期〜承応期は兼起、明暦期〜元禄期は兼連、元禄期〜享保期は兼敬、享保期〜安永期は兼雄、天明期は良延、天明期〜寛政期は良俱、寛政期〜文化期は良連、文化期〜天保期は良長、天保期〜嘉永期は良芳、嘉永期〜安政期は良熙、文久期〜慶応期は良義となる。系図で表すと、次のようになる。

兼見―兼治―兼英―兼里(兼起)―兼連(兼敬)―兼章―兼雄(良延)―良俱―良連―良長―良芳(良熙)―良義

江戸時代には吉田家当主は十二人存在したが、表にはその内九人の吉田家当主の神道裁許状が掲載されている。なお兼連の子で兼雄の父である兼章は吉田家当主を務めた期間があることさ

れるが、兼章の名が記された神道裁許状は確認できず、作成されたかは疑問である。以上、発給者の吉田家当主に注目してきたが、当然のことながら、発給実務は家臣団が担っており、神道裁許状に当主の個性は反映されなかったと言われている。<sup>14)</sup>

二つ目に、吉田家当主の称号について述べる。発給者には「神道管領長上」もしくは「神祇管領長上」という称号が使われている。これらの称号は白川家の神祇伯を相対化するために吉田家が創出した偽称とされるが、十五世紀には公認されたとい<sup>15)</sup>う。神道裁許状では「神道裁許之状」という書正文言に対応させるために、十七世紀半ばまで「神道管領長上」と記されていたとされる。表を見ると、寛文三年と同七年の間に「神道管領長上」から「神祇管領長上」に変更されていることがわかる。<sup>16)</sup>この期間に起きた出来事で神道裁許状の文言に影響を与えることと言えば、同五年に幕府が神社条目を発布し、吉田家による神道裁許状の発給を公認したことであり、これを機に、称号を変更した可能性が高いと言える。

三つ目に、吉田家当主の姓と位階について述べる。歴代吉田家当主は「朝臣」という姓を名乗っている。また位階については、兼英から良義までの内、兼英、兼里（兼起）の他は位階が記されている。兼英と兼里（兼起）とも従五位下までしか上がつ

ていない。<sup>18)</sup>記された位階は全て従三位以上であり、昇進して公卿となった当主はその段階で神道裁許状に位階を書き込んだことがわかる。各地の神職の位階は従五位下が多いとされており、同等もしくは僅差だと本所としての威厳が保てないのである。

四つ目に、神道裁許状に記された吉田家当主の官職について述べる。兼英から良義までの内、兼英、兼里（兼起）、良俱の三人は官職が記されていない。ただし三人共官職は有していた。<sup>20)</sup>また兼連（兼敬）、兼雄（良延）、良連、良長、良芳（良熙）はそれぞれ途中から官職が記されなくなる。発給者の文言の中から官職を抜くことで、神祇管領長上（神道管領長上）という称号が相対的に存在感を増し、あたかも称号が正式な官職のような印象を与える。

## 二、神道裁許状の拝領者

次に神道裁許状の拝領者について見ていく。例外はあるものの原則として記載項目は、上から神社名、職号、苗字、受領名等もしくは官途名等、氏、名が記されている。それでは一つ目に、神職の職号について述べる。表を見ると、祠官、神主、社

務、大宮司、祢宜、正神主、神官が見られるが、その内祠官(七十七点)と神主(五十八点)が大部分を占める。そして安永期を境に、それ以前は祠官が多かったが、以後は神主が多くなる。祠官と神主では神主の方が地位が高く、吉田家の「諸国礼物之定」では「職号之事」として「神主号 金三歩 同(役銀) 廿五匁」とある。祠官から神主に昇格した事例を挙げると、享保二年(一七一七)に「防州都濃郡八幡宮之祠官藤原義信、向後可為神主者、神道啓状如件」という神主号許状を吉田家が発給している。<sup>(20)</sup> 神主号の取得は、吉田家にとっては収入が増えるというメリット、拝領者にとってはステータスが上がるというメリットがあるため、着実に進んでいったと考えられる。また筑前国上座郡小石原村の大行事神社の神職の職号が、宝暦十二年(二七六二)には祠官だったが、寛政七年(一七九五)、文政七年(一八二四)、嘉永二年(一八四九)には神主となつて事例からも明らかのように、祠官から神主に変更した代の次の代以降は、神主号の神道裁許状を授与されたので、時代が下るほど神主号が多くなつたと言える。ただし地域によっては神主号は統括する神社の神職が名乗り、祠官号は配下の神社の神職が名乗るものとされており、全国一律に祠官から神主への職号の変化があつた訳ではない。

二つ目に、神職の氏と苗字について述べる。表を見ると、神職の氏が記された神道裁許状は百十三点確認でき、内訳は藤原八十四点、源十九点、橘七点、大神・平・菅原が一点ずつである。一つの家から複数世代カウントしている場合もあるので、あくまで傾向として述べれば、神職の氏の多くは藤原であつたと言える。なお元禄十年(一六九七)前後からこれらの氏がほとんどの神道裁許状で記されるようになったこと、また時期は遡るが万治期以降には必ず苗字が記されるようになったことも指摘しておきたい。

三つ目に、神職の受領名等と官途名等について述べる。江戸時代の初めから終わりまで、神職名には「若狭守」といった受領名等もしくは「権少副」といった官途名等が記されている。表を見ると、前者は百二十点、後者は二十七点あり、前者の方が圧倒的に多い。吉田家が独自に授与したものは吉田官と呼ばれ、正式に公家等(吉田家を含む)の執奏によつて勅許を受けたものとは異なるが、神道裁許状に記されたもの多くは吉田官とされる。<sup>(21)</sup>

まず受領名等について述べたい。表を見ると、正式な受領名が七十三点(内訳は「国名+守」五十九点、「国名+掾」十二点、「国名+大掾」一点、「国名+介」一点)、受領名を真似たもの

が四十七点(内訳は「国名のみ」二十七点、「国名+正」十九点、「国名+丞」一点)確認できる。正式な受領名は「国名+守」が圧倒的に多く、受領名を真似たものは「国名のみ」が「国名+正」を上回っている。表を見ると、明和六年(一七六九)と同八年の間を境に、それ以前は正式な受領名が用いられていたが、以後は受領名を真似たものが用いられるようになったことがわかる。その理由としては、幕府は諸職人が無勅許で受領名を名乗ることを止めさせるために、宝永五年(一七〇八)と宝暦二年に京都町触、そして明和三年に全国触を出したが、<sup>25)</sup> 时期的に考えれば、後者の影響を受けて、吉田家が神職についても勅許を受けずに正式な受領名を名乗らせることを止めさせたためと考えられる。

次に官途名等について述べたい。表を見ると、「権少副」といった官途名が五点、「式部」といった百官名が十七点、「伊織」といった東百官が五点確認できる。官途名等には受領名等のような画期もなく、江戸時代を通して官途名よりもそれを真似たものが多く用いられ、中でも百官名が多かったことがわかる。

### 三、神道裁許状の六様式

それでは本題に入りたい。神道裁許状は裁許内容から恒例裁許状と先例継目許状に大別される。両者の名は、吉田家家老の鈴鹿長存が幕末期に記したとされる「御許状并奥書文言控」に、「恒例御裁許状」と「先例継目御許状」とあることから採用した。<sup>26)</sup> 原則として、恒例裁許状はその神社の神職として初めて神道裁許状を受ける時に用いられるものであり、先例継目許状は前代以前に恒例裁許状を受け取った神職がいる場合に当代に対して用いられるものである。表を見ると、恒例裁許状は三十九点、先例継目許状は百八点確認できる。前者よりも後者の方が圧倒的に多いのは、前者は一代目のみ、後者は二代目以降に授与されるという性格の違いによる。そして貞享期までは恒例裁許状が多く発給されているのに対し、元禄期からは先例継目許状が多く発給されるようになることがわかる。これは寛文五年の神社条目を契機とした恒例裁許状の取得が、元禄期には一段落したことを意味すると考えられる。

江戸時代になると神道裁許状の機能に肉喰許可がなくなり、装束の着用許可すなわち神職の地位確定の機能に収斂し、定型

化したとされる<sup>26)</sup>。確かに定型化したものの、江戸時代の恒例裁許状と先例継目許状は両者とも、裁許内容の文言が時期により異なっている。差異については後述するが、文言の違いで分けると、享保十九年(一七三四)までの第一期様式、享保二十年から天明元年(一七八一)前後までの第二期様式、天明三年前後からの第三期様式、の三つの様式に分けられる。なお用いられた期間の長さは第一期様式、第三期様式、第二期様式の順となる。

まず恒例裁許状の各期様式を具体的に見ていく。

### 【第一期様式】

肥前国松浦郡星鹿村羽黒権現、七郎権現両社之祠官神代出羽掾源祇勝、恒例之神事參勤之時、可着風折烏帽子狩衣者、神道裁許之状如件

寛文十三癸丑年六月廿八日

神祇管領長上侍従下部兼連(朱印)

### 【第二期様式】

筑後国山門郡南北浜田両村天満宮両社之祠官福山伊予守藤原安行、着風折烏帽子狩衣、可專恒例之神役者、神道裁許之状如件

明和四年四月八日

神祇管領長上従二位下部朝臣兼雄(朱印)

### 【第三期様式】

上野国山田郡上久方村稲荷大明神、山神両社祠官小野里近江正藤原綱信、着風折烏帽子狩衣、專守恒例神式、可抽太平精折者、神道裁許状如件

文政十三年後三月十一日

神祇管領長上正三位侍従下部朝臣良長(朱印)

基本的に、第一期様式は「恒例之神事參勤之時、可着風折烏帽子狩衣者」<sup>28)</sup>、第二期様式は「着風折烏帽子狩衣、可專恒例之神役者」、第三期様式は「着風折烏帽子狩衣、專守恒例神式、可抽太平精折者」とある。<sup>29)</sup>第一期から第三期とも、風折烏帽子と狩衣を着用することを許可する内容である。第一期は恒例の神事參勤の時に風折烏帽子等を着用することという書き方なのに対し、第二期は風折烏帽子等を着用して恒例の神役に専念することという書き方で、風折烏帽子等の着用から神役の専念に重点が移っている。これは神職の装束を支配する段階から、神職の職分を支配する段階に駒を進めており、吉田家は文面の変

更を通して神職に対する支配の強化を図ったと言える。なお第一期様式から第二期様式に変更になったのは、享保二十年である。吉田家が神社の神に位階や称号を授与もしくは認証するために発給した宗源宣旨の様式の変更もまた享保二十年である。

享保十九年に吉田家が奥州柴田郡村田郷白鳥社に領主の添状なしに宗源宣旨を発給したことが問題化した際に、吉田家が由緒なき神社に神位を授与していた問題も浮上し、これが契機となつて、宗源宣旨の様式が神位を新たに授与する「授与文言」から、過去に神意を授与された事実を認証する「認証文言」に変更されたと言われている<sup>30)</sup>。この宗源宣旨の様式の見直しに引きずられて、神道裁許状の様式も同時期に見直されたと考えられ、新たに風折烏帽子等の着用を認める点ではなく、過去から続く恒例の神役に専念するよう命じる点に重心を置く文言に変更された。

そして第三期になると、風折烏帽子等を着用して恒例の神式を専守し太平を祈願することという書き方に改められ、第一期や第二期とは異なり、新たに太平祈願にも言及するようになった<sup>31)</sup>。第三期が始まる天明三年前後は、幕府が寛文五年の神社条目の徹底を図るために、再触を行った時期である<sup>32)</sup>。また江戸時代最大級の飢饉である天明の飢饉の初期に当たる。異常気象等

により、奥州や関東を中心に全国的に凶作となり、多くの人々の生活を破綻させ、暴動が多発し、人心を大いに動揺させたと言われている<sup>33)</sup>。地域社会ひいては社会全体の安寧を祈願することが、地域社会の結集の要となる神社に奉職する神職の本分であることは自明であるが、吉田家が本所として、災厄に直面する地域社会に属する神職へ授与する神道裁許状に、太平祈願を明文化することで、その重要性を再認識させ、実施を徹底させようとしたのではないだろうか。

また同時に、文言の追加は、吉田家による神職の職分への支配の強化も意味しており、第一期から第二期への変更と同様に、吉田家は文面の変更を通して神職に対する支配の強化を図ったと言える。

次に先例継目許状の各期様式を具体的に見ていく。

#### 【第一期様式】

肥前国下松浦郡星鹿村羽黒権現之祠官神代陸奥掾源祇友、

任先例神事參勤之時、可着風折烏帽子狩衣者、

神道裁許之状如件

貞享元甲子年六月廿四日

神祇管領長上侍従卜部兼連（朱印）

【第二期様式】

肥前国下松浦郡星鹿村羽黒権現之祠官神代和泉守源祇延、

着風折烏帽子狩衣、任先例可専神役者、

神道裁許之状如件

元文二年五月十三日

神祇管領長上從三位行侍從卜部朝臣兼雄（朱印）

【第三期様式】

筑後国山門郡南北浜田両村天満宮両社神主福山大隅藤原安

英、着風折烏帽子狩衣、任先例専守社職格式、可抽太平精

祈者、

神道裁許状如件

天保十二年六月朔日

神祇管領長上侍從卜部朝臣良芳（朱印）

基本的に第一期様式は「任先例神事參勤之時、可着風折烏帽子狩衣者」、第二期様式は「着風折烏帽子狩衣、任先例可専神役者」、第三期様式は「着風折烏帽子狩衣、任先例専守社職格式、可抽太平精祈者」とある。<sup>(35)</sup>第一期から第三期とも、先例通りに風折烏帽子と狩衣を着用することを許可するという内容であるが、差異も見られる。それについては恒例裁許状で指摘した点

とほぼ同じなのでここでは割愛する。

補足として、第三期の冒頭の天明三年（一七八三）前後から寛政二年（一七九〇）前後のわずかな期間に用いられた特異な様式について述べる。初めに第三期の田井村天神の先例継目許状を挙げる。

加賀国石川郡田井村天神神主高井信濃藤原祐道、着風折烏

帽子狩衣、任先例専守社職格式、可抽太平精祈者、

神道裁許状如件

寛政十一年三月十一日

神祇管領長上正三位侍從卜部朝臣良連（朱印）

この寛政十一年のものでは「国、郡、村、神社名、職号、神職名」の順となり、これは第一期や第二期と同じである。続いて問題となる第三期冒頭の田井村天神の先例継目許状を挙げる。

加賀国石川郡高井信濃正藤原長旧、令為田井村天神神主、

着風折烏帽子狩衣、任先例専守社職格式、可抽太平精祈者、

神道裁許之状如件

天明三年七月廿九日

## 神祇管領長上正二位下部朝臣良延（朱印）

この天明三年のものでは「国、郡、神職名、村、神社名、職号」の順となり、神職名が前方に出てきている。このような変則的な順を使い始め、わずかな期間で元の順に戻した理由について考えたい。第三期冒頭の文面は吉田家が風折烏帽子等の着用を許可するだけでなく、一歩踏み込んで神職の任命までも行うことを思わせる内容であり、吉田家は文面の変更を通して神職に対する支配の大幅な強化を狙ったが、それに反して神職側の反発が大きかったためか、すぐに改めざるを得なかったからだと考えられる。

神道裁許状の裁許内容の変化については以上の通りであるが、裁許内容以外の部分にも変化が見られる。まず第二期様式に定着する過程での変化について見る。一つ目に、鎮座地の国名の表記について、享保二十一年までは正式名称の「○○国」と略称の「○州」が混在していたが、元文二年（一七三七）からは正式名称のみとなったので、第二期様式に定着していく中で、国名の表記が厳格化されたと考えられる。

二つ目に、年月日の表記について、享保十九年までは年月日に十干十二支が含まれていたが、享保二十年からは含まれなく

なっており、第二期様式に変更される際に、年月日の表記が簡略化されたと考えられる。

次に第三期様式に定着する過程での変化について見る。書止文言について、天明四年に「神道裁許之状如件」から「神道裁許状如件」と「之」が省略されるようになったので、第三期様式が定着していく中で、書止文言が簡略化されたと考えられる。

以上のように、これまで神道裁許状は「文言は厳密にいえは不統一である」と大雑把に言われてきたが、江戸時代（少なくとも元和期以降）の神道裁許状は恒例裁許状と先例継目許状に大別され、両者とも第一期様式から第三期様式までの三つの様式に分けられること、すなわち全部で六様式が存在したことを明らかにした<sup>36)</sup>。また第一期様式から第二期様式への変化、及び第二期様式から第三期様式への変化からは、吉田家が神職に対する支配の強化を図っていたことが読み取れることを指摘した。なお享保期から宝暦期にかけて、吉田家は本所としての既得権や役割を減らされる一方で、白川家が台頭し両本所が勢力争いを繰り広げるようになったため、吉田家が配下の神職への支配強化を進めるようになったことは当然の流れであり、その一つの方法が神道裁許状の様式の変更であったと考えられる。

#### 四、神子と男神子の神道裁許状

これまで述べてきた神主等の神道裁許状とは別に、神子と男神子にも独自の神道裁許状が吉田家から授与された<sup>⑩</sup>。前述の幕末期に記されたとされる「御許状并奥書文言控」には神子恒例裁許状、神子先例継目許状、男神子恒例裁許状の三種類が記されている。なおこれら以外にも理論的には男神子先例継目許状も存在するはずだが、まだ存在を確認できていない。ここで基本となる神子恒例裁許状の様式を簡単に見ておく。

備前国赤坂郡河本村祇園神社之神子錦女、着舞衣、恒例之神事神楽等可勤仕者、

神道裁許之状如件

宝暦十年八月朔日

神祇管領長上從二位卜部朝臣兼雄（朱印）<sup>⑪</sup>

これは宝暦十年の神子恒例裁許状であるが、江戸時代を通して記載項目はほとんど変わらず、鎮座地、神社名、職号、神子名、裁許の内容、書止文言、年月日、発給者の順で記される。

そして発給者の名の部分に重なる形で朱印が押される。紙種は檀紙である。サイズは宝暦十年のものは長辺長約五十九cm、短辺長約四十五cm、天保三年のものは長辺長約六十cm、短辺長約四十五cm<sup>⑫</sup>であり、それぞれ同時期の神主等の神道裁許状のサイズと基本的に同じである。形状は元禄七年のものは折紙であるが、後年の宝暦十年や天保三年のものは堅紙である。元禄期には神主等の神道裁許状が堅紙であるのに対し、神子の神道裁許状は折紙であり、形状からは後者の方が格下という印象を受けるが、後年にはその差異も見られなくなった。

前述した通り神主等の神道裁許状は裁許内容の文言の違いにより、第一期様式から第三期様式まで区分できたが、神子の神道裁許状についても、収集できる事例が極端に少ないものの、同じように区分できると推察される。ここで神子恒例裁許状の各期様式を具体的にみていく。

##### 【第一期様式】

武州崎玉郡忍皿尾村久伊豆大明神之巫女和泉、恒例之神事神楽等勤仕之時、可着舞衣者、

神道裁許之状如件

元禄七年三月廿一日

神祇管領長上従三位下部兼連（朱印）<sup>(43)</sup>

【第二期様式】

前掲の宝暦十年の神子恒例裁許状を参照のこと。

【第三期様式】

若狭国大飯郡高浜碎導大明神神子兵部、著赤色千早舞衣、

可勤仕恒例神事神楽者、

神道裁許状如件

寛政三年六月十二日

神祇管領長上従二位下部朝臣<sup>(44)</sup>

第一期様式と第二期様式は明確に区別できる。第一期様式では「恒例之神事神楽等勤仕之時、可着舞衣者」とあるが、第二期様式では「着舞衣、恒例之神事神楽等可勤仕者」とあり、神主等の恒例裁許状の第一期様式と第二期様式の差異とはほぼ同じ内容となっている。そして第三期様式は「著赤色千早舞衣、可勤仕恒例神事神楽者」とあり、神主等の場合とは異なり、第二期様式と第三期様式では文言の差はほとんどない。

次に神子と男神子の恒例裁許状を比較したい。男神子恒例裁許状を一例挙げる。

播磨国赤穂郡高山村八代荒神（中略）八社現立石撰津橋正次、著風折烏帽子浄衣赤色千早等、可勤仕恒例神事神楽者、  
神道裁許状如件

文化元年三月廿六日

神祇管領長上正三位侍従下部朝臣<sup>(45)</sup>

これは第三期のものだが、裁許の内容を見ると、男神子と神子では少し異なる。男神子は風折烏帽子と浄衣等を着用して神事神楽を勤仕することとあるのに対し、神子は舞衣等を着用して神事神楽等を勤仕することとあり、当然ながら許可する装束が男女で異なっている。なお男神子の風折烏帽子着用というのは神主等と同じであるが、浄衣着用というのは狩衣着用の神主等とは異なっており、格が落ちている。

裁許の内容以外にも差異がある。神子は神主等とは異なり、神道裁許状には苗字と氏が記されていない。記されているのは、「錦女」といった名のみ、もしくは「和泉」といった受領名を真似たもののみ、あるいは「兵部」といった官途名を真似たもののみである。一方、男神子は「立石撰津橋正次」とあるように、神主等と同様に苗字、受領名を真似たもの、氏、名の順で記されており、神子よりも格が上という印象を受ける。

以上のように、これまで論じられてこなかった神子と男神子の神道裁許状について、本節では両者の様式は若干異なり、かつ神主等の様式とも異なるものの、神主等のものと同様に恒例裁許状と先例継目許状に大別され、第一期様式から第三期様式まで区分できる可能性が高いこと等を論じた。

### おわりに

これまで先行研究では論じられてこなかった江戸時代の神道裁許状の様式の変遷について、江戸時代全期間の半分以上に当たる百四十七年分の神道裁許状を検討し、神道裁許状の理解に必要な不可欠な基礎的な事柄を明らかにした。論じた内容を簡単にまとめると、一節では神道裁許状の発給者について、四つの視点から論じた。一つ目は、神道裁許状に記された吉田家当主の名を整理して歴代当主の発給時期を明らかにし、また歴代当主の内、兼章のものだけ発給されなかった可能性があることを指摘した。二つ目は、吉田家当主の称号について、寛文三年と同七年の間を境に「神道管領長上」から「神祇管領長上」に変更されたが、これは寛文五年の神社条目（諸社祢宜神主法度）を契機としていると考えられることを指摘した。三つ目は、吉

田家当主の姓と位階について、本所としての威厳を保つために、公卿（従三位以上）となった当主のみ神道裁許状に位階を書き込んだこと等を論じた。四つ目は、吉田家当主の官職について、記されなかった者や途中から記されなくなった者が多いが、官職無記載により神祇管領長上（神道管領長上）という称号の存在感が相対的に高まり官職のような印象を与えることを指摘した。

二節では神道裁許状の拝領者について、三つの視点から論じた。一つ目は、職号について、安永期を境に祠官から神主が多くなるが、これは発給者と拝領者の双方のメリットから神主号の取得が進んだためと考えられることを論じた。二つ目は、神職の氏と苗字について、元禄十年前後から氏が記されるようになり多くは藤原であったこと、万治期以降には必ず苗字が記されるようになったことを述べた。三つ目は、神職の受領名等と官途名等について、後者よりも前者を用いることが圧倒的に多かったこと、明和六年と同八年の間を境に正式な受領名から受領名を真似たものが用いられるようになったが、これは全国触の影響を受けたと考えられること、そして江戸時代を通して正式な官途名よりもそれを真似たもの、特に百官名が多かったことを指摘した。

本題となる三節では、裁許内容に着目し、江戸時代（少なくとも元和期以降）の神道裁許状は恒例裁許状と先例継目許状に大別され、両者とも第一期様式（享保十九年まで）、第二期様式（享保二十年から天明元年前後まで）、第三期様式（天明三年前後から）の三つの様式に分けられること、すなわち全部で六様式が存在したことを明らかにした。そして第一期様式から第二期様式への変化、及び第二期様式から第三期様式への変化からは、吉田家が神職に対する支配の強化を図っていったことが読み取れること、そしてその背景には吉田・白川両本所の競合があったと考えられることを指摘した。これに関連して、第三期の冒頭で吉田家が神職の任命までも行うことを思わせる文面に変更し、神職に対する支配の大幅な強化を狙ったが、神職側の反発ですぐに改めざるを得なかったと考えられることも論じた。他に授与文言から認証文言に改めた宗源宣旨の見直しに引きずられて、第二期に新たに風折烏帽子等の着用を認める点ではなく、過去から続く神役に専念するよう命じる点に重心を置く文言に変更されたと考えられることも指摘した。また神職が拠って立つ地域社会が大きな災厄に見舞われる中で、第三期に神職の本来の一つである社会の太平を祈願することが明文化されるようになったことも論じた。なお三節では、裁許内容以

外の変化にも着目し、第二期様式に定着する過程での変化については、鎮座地の国名表記の厳格化等、そして第三期様式に定着する過程での変化については、書止文言の簡略化を指摘した。四節では、神子と男神子の神道裁許状を検討し、両者は若干異なり、神主等の神道裁許状とも異なるものの、神主等のものと同様に恒例裁許状と先例継目許状に大別され、第一期様式から第三期様式まで区分できる可能性が高いことを指摘した。

以上のように、多数の神道裁許状を年順に整理して比較検討しなければ、浮かび上がってこない事柄が多く存在した。これまで江戸時代の神道裁許状の様式についてはほとんど研究がなかったことを考えれば、本稿で神道裁許状の六様式の存在や様式の変化に込められた吉田家の意図等、基礎的な事柄を明らかにすることができただけでも、神道裁許状研究の少なからぬ前進と言えるのではないだろうか。そしてこれを足掛かりに、神道裁許状の様式の変化の意味や背景について考察を深めていくことが、今後の課題である。

注

(1) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』（吉川弘文館、二〇〇七年）五一頁。

なお江戸時代には「裁許状」(鳥取県立公文書館県史編さん室編『新鳥取県史 資料編 近世四』五九七頁)や「継目之御裁許状」(金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編』一三、四九四頁)等と呼ばれていたことを確認できる。

- (2) 橋本政宣「三、吉田家と社家」(金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編』一三、金沢市、一九九六年) 四七四頁。
- (3) 高整利彦「近世日本の国家権力と宗教」(東京大学出版会、一九八九年) 九九頁。
- (4) 菊池駿助編『徳川禁令考 前聚』第五帙(吉川弘文館、一九三二年) 一〇頁。
- (5) 橋本政宣「寛文五年「神社条目」の機能」(蘭田稔編『神道宗教』第一六八・一六九号、神道宗教学会、一九九七年) 二七二～二七三頁。
- (6) 井上智勝「近世神社通史稿」(国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇八年) 二七七～二七八頁。
- (7) 吉田栄治郎「寛文法度の制定と吉田神道」(奈良歴史研究会編『奈良歴史通信』第一八号、奈良歴史研究会、一九八二年) 三～六頁。
- (8) 前掲注(1)『近世の神社と朝廷権威』。
- (9) 幡鎌一弘「十七世紀中葉における吉田家の活動」(国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇八年)。
- (10) 前掲注(5) 橋本論文。
- (11) 前掲注(9) 幡鎌論文、三四〇～三四一頁。
- (12) 神道大系編纂会編『神道大系 論説編』九(神道大系編纂会、一九九一年) 八八頁。
- (13) 前掲注(12)『神道大系 論説編』九、八八頁。
- (14) 前掲注(9) 幡鎌論文、三四〇～三四一頁。
- (15) 前掲注(1)『近世の神社と朝廷権威』二四、三〇～三六頁。
- (16) 前掲注(1)『近世の神社と朝廷権威』七一頁。
- (17) ちなみに慶応三年の神道裁許状は「神祇管領」とだけあり、「長上」が省略されている。
- (18) 神道新報社編『神道人名辞典』(神道新報社、一九八六年) 三二二～三三四頁。
- (19) 木村修「近世の地方神社・神主と吉田神道」(成田市立図書館編『成田市史研究』第三七号、成田市教育委員会、二〇一三年) 二七頁。
- (20) 前掲注(18)『神道人名辞典』三二二～三三四頁。
- (21) 前掲注(12)『神道大系 論説編』九、八一頁。
- (22) 前掲注(12)『神道大系 論説編』九、五八五頁。
- (23) 井上智勝「近世の神職組織」(国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇八年) 三六四～三六五頁。
- (24) 橋本政宣「寛文五年「諸社称宜神主等法度」と吉田家」(橋本政宣ほか編『神主と神人の社会史』、思文閣出版、一九九八年) 二七六頁。
- (25) 山口和夫「職人受領の近世的展開」(日本歴史学会編『日本歴史』第五〇五号、吉川弘文館、一九九〇年) 五八～六三頁。
- (26) 前掲注(12)『神道大系 論説編』九、五六三頁。
- (27) 前掲注(1)『近世の神社と朝廷権威』五六頁。
- (28) 第一期の慶安期までは「恒例之神事参勤之時」の基本パターン以外に、「恒例之祭礼参勤之時」、「恒例之神事祭礼参勤之時」のパターンも存在した。
- (29) 厳密に言えば「狩衣」だけでなく「紗狩衣」も出てくるが、三つの様式を説明するに当たり、あえて区別する必要はないと判断した。
- (30) 前掲注(1)『近世の神社と朝廷権威』一六九～一七四頁。
- (31) これ以前から吉田家が発給する神職への官位添状には、官位勅許に対

- 応ずる形で、国家安泰の祈禱の実施が記されてきたが、神道裁許状の第三期の太平祈願の追加は、これとは文脈が異なる。
- (32) 前掲注(4)『徳川禁令考 前聚』第五峽、一〇～一一頁。
- (33) 浅見益吉郎「主として当時の触書類より考察した京阪両都市の庶民生活に天明飢饉が及ぼした影響」(京都女子大学食物学会編『京都女子大学食物学会誌』第四一号、京都女子大学食物学会、一九八六年)二六頁。
- (34) 一件だけ「統目之一通遺之、任先例」というものが存在する。
- (35) 厳密に言えば「狩衣」だけでなく「紗狩衣」や「浄衣」も出てくるが、前掲注(29)と同様に判断した。
- (36) 第三期の最終年と推定される慶応三年の神道裁許状では、装束が「狩衣」や「紗狩衣」ではなく「浄衣」となっており、加えて称号も「神祇管領長上」ではなく「神祇管領」となっており、それ以前のものは異なっていることも指摘しておきたい。
- (37) 藪田稔ほか編『神道史大辞典』(吉川弘文館、二〇〇四年)五五三頁。ちなみに「御許状并奥書文言控」にはこれまで見てきた恒例裁許状とは別に、「後見御許状」(文化元年)が掲載されている。一部引用すると「洲崎明神主吉田丹波藤原時水後見吉田但馬藤原時秀、恒例之神事代勤之節、著風折鳥帽子紗狩衣、可抽太平精折者、神道裁許状如件」とあり、「後見」や「代勤」の文言が目に留まる。また第三期にも拘らず、裁許内容は前半の三分の二が第一期様式、残りが第三期様式となっており。注(12)書五六四～五六五頁。
- (39) 前掲注(1)『近世の神社と朝廷権威』一五六頁。井上智勝「近世本所の成立と展開」(日本史研究会編『日本史研究』第四八七号、日本史研究会、二〇〇三年)一二六頁。
- (40) 神道裁許状の本文では、享保四年までは「巫女」という漢字(大和高田市史編纂委員会編『改訂大和高田市史 史料編』四二八頁)、享保
- 八年からは「神子」という漢字(八日市市史編さん委員会編『八日市市史』第六卷、四五五頁)が使われていた。また男神子は「現」という漢字が使われていた。
- (41) 個人蔵。
- (42) 個人蔵。翻刻文は次の通り。  
備前国赤坂郡河本村祇園神社神子久女、着舞衣、任先例可勤仕神事神楽者、  
神道裁許状如件  
天保三年三月十八日  
神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良長(朱印)
- (43) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』一八(埼玉県、一九八七年)口総五〇。
- (44) 前掲注(12)『神道大系 論説編』九、五六三頁。
- (45) 前掲注(12)『神道大系 論説編』九、五六三～五六四頁。
- (46) 福井淳人「資料紹介 神道裁許状」(鳥取県立博物館編『郷土と博物館』第二一卷第二号、鳥取県立博物館、一九七六年)。
- (47) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編』一三(金沢市、一九九六年)。
- (48) 群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編』一四(群馬県、一九八六年)。
- (49) 徳田浩淳『徳田浩淳著作選集』五(国書刊行会、一九八三年)。
- (50) 大月市史編纂室編『大月市史 史料篇』(大月市役所、一九七六年)。
- (51) 井上智勝「吉田神道の四百年」(講談社、二〇一三年)。
- (52) 天理市史編さん委員会編『改訂天理市史 史料編』第一卷(天理市役所、一九七七年)。
- (53) 大野市史編さん委員会編『大野市史』第一卷(大野市役所、一九七八年)。

- (54) 横須賀市編『新横須賀市史 資料編 近世 I』(横須賀市、二〇〇七年)。
- (55) 宮地治邦「吉田神道裁許状の授受について」(神道学会編『神道学』第一九号、神道学会、一九五八年)。
- (56) 平塚市編『平塚市史』四(平塚市、一九八四年)。
- (57) 加西市史編さん委員会編『加西市史』第九卷(加西市、二〇〇九年)。